

氏名(本籍)	三間英樹(京都府)			
学位の種類	博士(言語学)			
学位記番号	博乙第2621号			
学位授与年月日	平成24年12月31日			
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当			
審査研究科	人文社会科学研究科			
学位論文題目	<b>Patterns and Categories in English Suffixation and Stress Placement: A Theoretical and Quantitative Study</b> (英語の接尾辞付加と強勢配置におけるパターンとカテゴリー：理論的・数量的研究)			
主査	筑波大学教授	文学博士	廣瀬幸生	
副査	筑波大学准教授	博士(言語学)	島田雅晴	
副査	筑波大学准教授	博士(言語学)	和田尚明	
副査	目白大学教授	博士(文学)	山田宣夫	

### 論文の内容の要旨

本論文の目的は、(1) 英語の各接尾辞の拘束語根への付加の可能性と強勢パターンについて、可能な限り包括的に記述すること、および(2) 本論文での事実調査によって明らかにされる英語のさまざまな強勢パターンを説明するだけでなく、それらの分布も予測できるような理論を構築することにある。事実調査の基礎資料として *The Shorter Oxford English Dictionary* (CD-ROM 版) を用い、そこに記載されている総計 119 個の接尾辞のそれぞれについて、(a) 拘束語根に付加されるかどうか、(b) 自由形態素に付加された場合、語基の強勢を保持するかどうか、そして (c) 拘束語根に付加された場合、および語基の強勢を保持しない場合、それらの強勢パターンはどのようなものになるか、を克明に調べている。

本論文は 9 章からなる。第 1 章は序論で、従来の語彙音韻論を批判的に検討しその問題点を指摘している。また、本論文で採用する部分配列理論という枠組みの基本的な考え方を紹介している。

第 2 章では、英語の接尾辞としてクラス 1 とクラス 2 の 2 種類しか認めていない語彙音韻論の考え方を批判している。すなわち、語彙音韻論のアプローチは、英語の接尾辞として、拘束語根にも付加され、強勢の移動を引き起こし得る「クラス 1 接尾辞」と、拘束語根には付加できず、強勢の移動ももたらさない「クラス 2 接尾辞」の 2 種類しか認めていないが、これらに加え、拘束語根にも付加されるが、強勢の移動ももたらさない「クラス 3 接尾辞」と、拘束語根には付加されないが、強勢の移動を引き起こし得る「クラス 4 接尾辞」の 2 種類を新たに認める必要があることを、豊富な実例を挙げて論証している。また、上記 4 種類の接尾辞の存在は、部分配列理論から、制約順序の 4 通りの組合せに基づいて予測できることを指摘している。

第 3 章では、クラス 1 接尾辞に見られる強勢パターンは 5 つのグループに分類する必要があること、そしてこの 5 つのグループは、部分配列理論に基づけば、同じ制約の異なる部分配列を持つ 5 つの下位グループとして分類できることを論じている。この論証の過程で、これらの部分配列に関与する制約は全部で 5 つあるので、論理的には  $5! = 120$  通りの配列順序が可能ということになるが、各制約は互いに無関係であることが圧倒的に多いので、結果として、実際に観察される 5 つの強勢パターンに対応する、5 種類の部分配列の

みが存在することを明らかにしている。

第4章では、上述のクラス1～4の4種類の接尾辞は、英語の接尾辞全体の中でそれぞれどのような分布を示すかという問題について論じている。具体的には、ある接尾辞を含む語全体の中で、問題の性質を示す語がどのくらいあるかを数え上げて、拘束語根への付加率と強勢保持率を数値化することにより、その接尾辞がどのクラスに属するかを決定するという方法を採用している。そして、このような数量化の結果、クラスごとの接尾辞の分布に偏りが見られること、特に、クラス1に属する接尾辞は多いが、クラス4に属するものは少ないことを明らかにしている。

第5章では、各クラスを生み出す制約順序の数に基づいて、第4章で明らかにされた分布の偏りを説明しようと試みている。すなわち、一般に、あるクラスを生み出す制約順序が多く存在すれば、それに応じてそのクラスが選択される可能性が高まるので、必然的にそのクラスに属する接尾辞が多くなることが予測される。つまり、あるクラスを生み出す制約順序の数が、そのクラスに属する接尾辞の分布の割合と一致することが予測されるのである。著者は、 $MP_{ARSE}$  という、入力型が出力型を持つことを要求する制約が、拘束語根への付加可能性の決定に大きく関わるものであること、そして、この制約が何らかの音韻制約に支配された場合には、当該の接尾辞が拘束語根に付加されないという結果が生じ得ることを指摘している。言い換えれば、 $MP_{ARSE}$  が支配されるような制約順序がどれくらいあるかによって、当該のクラスを生み出す制約順序の数が変化するというわけである。さらに、すべての関係する制約が完全に自由に並べ替えることができると仮定した場合に生じるはずの強勢パターンが、実際には英語に観察されないことを指摘し、このことから、英語全体を通じて観察される制約順序はごく限られたものになることを明らかにしている。そして、以上の考察を踏まえ、各クラスを生み出す制約順序の数が、第4章で観察されたクラスごとの接尾辞の分布の偏りとほぼ一致することを明らかにしている。

第6章では、各クラスの内部に観察される強勢パターンの分布について考察している。例えば、クラス4に属する3つの接尾辞はすべて、語末に強勢を置く非転移型のパターンを示すなど、強勢パターンも各クラス内で分布の偏りを示すことを指摘している。そして、第5章で行なったのと同じ方法で、それぞれの強勢パターンを生み出す制約順序の数をクラスごとに計算し、その数値を実際の分布と比較して、クラス1の重音節接尾辞の場合を除き、予測の数値と実際の分布の割合が概ね一致することを明らかにしている。

以上の考察から、筆者は、部分配列理論に基づく分析により、先行研究における問題点が解決できるだけでなく、分布の予測というこれまであまり考察されてこなかった問題も適切に扱うことができる、と主張している。第7章では、この点を含む同理論の利点を、他の諸理論との比較を通して明らかにしている。

第8章では、研究の緒に就いたばかりの新しい理論である部分配列理論の抱える未解決の問題をいくつか指摘し、今後の可能な解決の方向性について考察している。

第9章は結論で、本論文の主張が簡潔にまとめられている。

## 審 査 の 結 果 の 要 旨

本論文は、*The Shorter Oxford English Dictionary* という大部の辞書を基礎資料として用い、英語の各接尾辞の拘束語根への付加の可能性と、英語の強勢パターンの全体像を改めて明らかにし、かつ、「部分配列理論」という、最適性理論の一変種としての新しいアプローチが、それらのパターンの分布を予測できるものであることを論証しようとしたものである。本論文の独創性をなす第一の点は、英語の接尾辞の「クラス」にはこれまで報告されてこなかったものが存在することを初めて明らかにした点である。すなわち、英語の接尾辞には、従来、拘束語根に付加可能で、強勢移動を引き起こし得る「クラス1接尾辞」と、拘束語根には付加できず、強勢移動も許さない「クラス2接尾辞」の2種類しか認められていなかったが、これらに加え、

拘束語根に付加可能だが、強勢移動を許さない「クラス3接尾辞」と、拘束語根への付加は不可能だが、強勢移動を引き起こし得る「クラス4接尾辞」の2種類を新たに設定する必要があることを、豊富な実例を基に論証したのである。

本論文の独創性をなす第二の点は、例えば、クラス1に属する接尾辞は多いが、クラス4に属する接尾辞は少ないなど、クラスごとの接尾辞の分布に偏りが見られること、また、各クラスの内部に観察される強勢パターンも同様に分布の偏りを示すことを指摘し、これらの事実は部分配列理論によって正しく予測できることを数量的分析に基づいて明らかにした点である。このように、接尾辞のクラスにも、また強勢パターンにも、分布の偏りがあることを初めて指摘し、これらの偏りが部分配列理論によって予測できることを論証した点は、学界でも高く評価されており、記述と理論の両面においてこの分野の研究に大きく貢献するものである。

ただし、接尾辞とは何かを共時的に定義しようとする場合、一般に、「語源」という歴史的な基準は、母語話者の言語知識の中には含まれていないと想定されるので、本来この基準は排除して考えなければならないはずであるが、*The Shorter Oxford English Dictionary*の挙げている119個の接尾辞には、語源的な考慮を前提としたものも多く含まれている。その限りにおいて、本論文の主張は、接尾辞の共時的な定義も含め、今後見直しが必要になってくる部分もあると考えられる。また、英語の接尾辞付加と強勢配置という問題は、果たして、規則によって接尾辞を「付加する」とか、強勢を「配置する」といった「動的な」操作によって特徴付けられる伝統的な理論ではなく、与えられた出力候補の集合の中から、制約のランキングによって最適な候補を選び出すという「静的な」評価によって特徴付けられる非派生的なモデルと本質的により良く馴染む性質のものであるのかどうかについては、別途議論する必要があるかもしれない。しかしこれらの2点は、今後の課題として取り組むことができるものであり、本論文の価値を損なうものではない。

平成24年10月16日、人文社会科学研究所学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと、本論文について著者に説明を求めた後、関連事項について質疑応答を行った。なお、学力の確認は、著者が「人文社会科学研究所論文審査等実施細則」第10条(2)に該当することから免除し、審議の結果、審査委員全員一致で合格と判定された。

よって著者は、博士(言語学)の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。